

茨城県央環境衛生組合建設工事検査技術基準

令和7年4月1日
訓令第4号

(趣旨)

第1条 この訓令は、茨城県央環境衛生組合が発注する建設工事の品質確保及び検査の適切な実施を図るため、検査の項目及び着眼点について定めるものとする。

(検査の基準)

第2条 検査は、当該工事の出来形を対象として実地において行うものとし、契約図書等に基づき、次に掲げる事項について適否を決定するものとする。

(1) 工事の実施状況の検査は、契約の履行状況、工程管理、安全対策の実施状況等に関する資料と契約図書を対比しながら行うものとする。

(2) 出来形の検査は、工事目的物の設置位置、出来形の寸法及び出来形の管理に関する資料と設計図書を対比しながら、茨城県土木工事施工管理基準で定める出来形管理基準及び規格値に基づき行うものとする。

(3) 品質の検査は、品質及び品質管理に関する資料と設計図書を対比しながら、茨城県土木工事施工管理基準で定める品質管理基準及び規格値に基づき行うものとする。

(4) 出来映えの検査は、仕上げ面、とおり、すり付けなどの程度及び全般的な外観について、目視及び観察により行うものとする。

2 各種工事における主な検査項目及び着眼点は別表によるものとする。

3 前2項の規定は、部分引渡検査について準用する。

(検査の事後処理)

第3条 実地において検査した箇所は、測定した数値を出来形管理図、平面図、構造図等に記録するものとする。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

主な検査項目及び着眼点

1 土木工事

工種	検査項目	備考
〔一般土木工事〕		
1 共通事項	1 契約関係図書、施工体制等 2 設計図書の照査、社内管理基準等 3 施工計画書と現場施工方法 4 施工管理状況	・ 施工体制台帳、施工体系図、その他 ・ 照査結果の記録、社内管理基準等の設定確認 ・ 施工計画書との適合確認 ・ 工程、出来形、品質、出来映え等の確認
2 土工等 道路土工等	1 基準高、幅、勾配、延長、断面形状 2 土質又は岩質 3 施工状況、施工管理状況の確認締固め、埋戻し、盛土 4 仮 BM の確認	・ 1 については、数箇所選定して実測確認 ・ 施工管理資料及び工事写真による確認 ・ 残土処理法の確認 ・ 盛土材料の確認 ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）関係書類の提出確認
3 路盤工	1 基準高、幅員、厚さ、延長、横断形状 2 使用材料の品質管理状況 3 施工状況、施工管理状況の確認	・ 1 については、数箇所選定して実測確認 ・ 施工管理資料及び工事写真による確認 ・ 表面の仕上り状況、不陸の有無 ・ プルフローリングによる不良箇所のチェック ・ 構造物に接する部分の転圧状況の確認
4 舗装工	1 基準高、幅員、厚さ、延長、横断形式、平坦性	・ 1 については、数箇所選定して実測確認